

研究ノート

Irodion Surguladse, Gewalt und Recht: Eine Abhandlung zum Problem des Verhältnisses von Staat und Recht, Erster Teil: Der Begriff des Rechtsverhältnisses, Tiflis, 1925. をめぐって ——旧ソ連グルジア法学史の一齣——

藤田 勇

まえがき

1) 拙著『ソビエト法理論史研究』（岩波書店、1968年）の第三刷増補版で補注に記した（489頁以下）ことであるが、1930年初頭のソ連における「マルクス主義法理論の方向転換」過程において「マルクス＝レーニン主義のヘゲモニー」を目指す「新旧のブルジョア法理論」批判、「左右の日和見主義、修正主義」批判のカンパニアが組織された。グルジア共和国においても、30年10月25日－28日にトビリシで、「(1) ソビエト・グルジアの法学戦線における諸勢力の分布、具体的配置を確認し、(2) この地の法学の分野で活動しているマルクス主義的諸勢力の状態を確かめる」ことを課題とする、ザカフカズ共産主義大学ML学部、ザカフカズ中央執行委員会付属ソビエト建設・法研究所、グルジア共和国マルクス主義国家学者協会理事会共催の会議が組織された。この会議の議事録、『ソビエト・グルジアの法思想における観念論に反対する』（Против идеализма в правовой мысли советской Грузии, под ред. А.А. Болотникова, Тифлис, 1931）が刊行されていて、前記拙著補注で部分的に紹介してある。

この会議で「ボリシェヴィキの批判」の対象となったのは4名の教授・講師の著書・論文・教材であるが、特に私の興味を牽いたのは、Irodion Surguladse (И.Сургладзе) 教授の標記の著作とНанейшвили (ナネイシヴィリ) 教授〔教授就任は1932年〕の著作「法の妥当性及び事実の規範性の根拠づけの試論」(1929)〔ロシア語訳では Действительность права и опыт обоснования нормативности фактов〕が「フッサール主義 (гуссерлианство)」とマルクス主義とを和解させようと試みた」として批判された点であった。この会議の決議では、上記2名ともう1名批判対象となったВачейшвили (ワチェイシヴィリ) (『法の一般理論』[1926]とケルゼンの法学説に関する論文〔1929〕)を加えた三教授の法思想は「観念論的法哲学・ブルジョア国家理論」の現れであって、これらの教授は「ソビエト高等教育機関における教授活動」従事に適さない、というものであった(“Против идеализма...”, стр137-138)。

ここでの批判の内容については独自に紹介を試みる必要があるが、さしあたり前記拙著の第二章第二節、第三章（主としてマルクス主義法理論内部の論争の形をとる「転換過程」）でおおよ

その傾向を推察していただくことにしたい。トビリシにおけるこの会議の雰囲気伝える2、3の事実・発言に触れておこう。Surguladseの著作以外はグルジア語で書かれているが、議長と発言者の2人はグルジア語を解さず、発言者中にはグルジア語もドイツ語も解しないと明言している者もあるという状況で、「プロレタリア独裁のもと、ソビエト国家においては、われわれは同伴者に対して、はっきりしたわれわれの志向、われわれの態度を要求する。」(Указ.соч., стр. 73)といった発言、またSurguladseが発言の中で、報告者は私の著書全体を読んでいないらしくみえるが(部分的なロシア語訳があったとみえる)、「学術的著作を批判するからには、本を初めから終わりまで読む忍耐と能力とが必要である。」(там же, стр. 27)と述べたのに対して、ある参加者は、自分は(ドイツ語は読める)本を全部読んだわけではないが、「必ずしも本を全部読むことは必要でない。特に中世的スコラ哲学を表現しているような、例えばフッサールの著作を二乗、三乗したような本を全部読む必要はないと考える」(стр. 112)といった反論がでるような、荒っぽい雰囲気があった。前記のように決議ではこれらの教授は「ソビエト高等教育機関における教授活動」従事に適さない、というものであったが、議長のまとめでは、Surguladseには、一方ではマルクス主義的立場を支持するかの如き部分があり、他方ではこれと矛盾するところがある。この秘密を解く必要があるとし、「同伴者との協力の可能性と形態を確定する必要」(стр. 121)が指摘されている。

いずれにしても、筆者は、初期ソビエト法理論史でフッサールの現象学とマルクス主義とを「和解」させようとする試み(という批判)があまり例のないことなので、これに関心をもち、ドイツ語で書かれたSurguladseの著作の入手をさしあたり試み、1977年5月にトビリシ大学を尋ねたさい、法学部ではその本はいまは無い、といわれたのだが、図書館副館長の厚意で図書館所蔵本を約一時間閲覧することができた(複写設備はなかった)。時間的前後がはっきりしないが、この時に、グルジア科学アカデミー法学研究所の著名な刑法学者ツェレテェリ(Церетель)教授とパシュカーニスのことなどについて話し、またトビリシ大学法学部での前記の話をした。Surguladseはエストニアの名門タルトゥ大学法学部に学んだ経歴の学者でドイツ法学の影響を受け、マルクス主義者ではなかったが、フッサール派でもなかったこと、30年の前記会議以後はグルジア法史、ローマ法の研究に従事していたこと、Навейшвилиもその後大学にとどまっていたが1937年には「逮捕」されたこと、かの会議で批判者として登場した者の中でも2人が37年に「肅正」の犠牲となったことなどを知った(パシュカーニスも38年にはいわゆる「大テロル」の犠牲となっている)。おそらく同教授の御厚意によると思われるが、この本が、その後トビリシでツェレテェリ教授に会われた刑法学者中山研一教授を通じて筆者に届けられた。

そうした次第でSurguladseの標記の本を入手したわけであるが、その当時(時点が明確でないが)筆者は『マルクス主義法学講座』の編集・執筆に追われており、また80年代以降は「社会主義問題」に関する著作活動に追われていて(『自由・平等と社会主義：1840年代ヨーロッパ——1917年ロシア革命』、青木書店、1999年、『自由・民主主義と社会主義：1917-1991』、桜井書店、2007年など)、筆者が担っていると意識していた直接の主要課題のいわば「圏外」にある、19世紀から20世紀初頭にかけての近代ドイツ法学史にかかわるこの国法學理論書の紹介にとりかかる余裕がなかった。2008年によやく「本務」から「諸残務」へとシフトすることが可能となった

と意識し、この本の紹介にとりかかることができたわけである。

2) さて、この本は、「現代国法学」の「根本問題」に取り組む研究の第一部として、「法的関係 (Rechtsverhältnisse)」概念一般を論じたものであるが、トビリシ大学社会・経済学部の推薦で大学出版部が作成した本で、菊倍版 (30.4cm×22.5cm) 155頁、章・節の区切りきわめて少なく (2つの「節」、各節の§ 1、2の区分と「結語」のみ)、それらの標題 (見出し) 一切無く、1頁34行、改行の極めて少ない文体のもので、原理論論文としての性格上具体的事例による説明はなく、抽象的議論に尽きているうえに論理展開に反復・重畳があり、その意味で論述は晦渋を極めるといってよく、前記の批判カンパニアで「乱暴な批判」のあった一因がここにもあるらしいと思われるほどである。

以下本書の内容を略述するが、I、II-1等の区分は筆者のものである。

序 説

国法学 (Staatsrechtswissenschaft) の基本原理の解明にとって必要なことは、「社会現象としての国家」(著書のタイトルでいえばGewalt) と「法的規制の特定の形態としての国家」とは「存在論的系列 (ontologische Reihe) を異にするものであって、「自然科学的方法」によって、あるいは「社会的に」、分析さるべき前者と異なり、「国法学」の対象たる後者は、それに関する学を独自の科学たらしめる独自の对象的性格をもつものであること、の認識である (S.1-5)。国法学の対象は、「法規 (Rechtssätze) の総体」によって組み立てられているところの「法的規制の総体」という「特殊の現実」である。この「法的規制」は、「一定の目的の実現をもたらすべき一連の新たな社会的相互連関を定立する」ものであるが、それは、社会的諸関係の「自然的合法則性」から導き出されるものではなく、その枠外に存在する「或るもの」(Etwas) である (S.5)。したがって、国法学の独自性は、これを、Seinの学 (因果科学) かSollenの学 (規範科学) か等の観察方法の形式論理的区別の基準で扱うのは正しくなく、諸科学の相違は、「客観的所与の对象的相違」、「対象的内容」によるべく、国法学の独自性はそれを独立科学たらしめる認識対象自体の独自性によって明らかにすきである、とするのが著者の主張である (S.7-10)。

ここで、著者は、諸科学 (因果科学と規範科学) の相違を同一客体に対する「観察方法」の相違 (「存在論的区別」でなく「形式論理的区別」) によって説明せんとするケルゼン (Hauptprobleme der Staatsrechtslehre, 1911, Vorede.) や生理学・心理学・美学等の区別が「観察方法」の相違によるものであり、「法律的世界」は「純粋な思考世界 (Gedankenwelt) であり、「法律家の世界」は“Ding für uns”の世界であって、“Ding an sich”の世界ではないとするイエリネック (G.Jellinek, System der subjektiven öffentlichen Rechte, 1892, S.15 [1905リプリント版S.15-17]) を批判対象とするが、イエリネックの言説については、そこにはおよそ認識論的 (gnoseologisch) 問題意識がない、としている (本書S.12)。いずれにしても、国法学は、まずは国家の「法的存在性 (das Rechtsein des Staates)」(同S.14) を独自の対象とする科学であるといえるが、この国法学の独立性の「原理的土台」(S.17) を解明することが課題となる、とされる。¹

第一節 (標題なし)

I

著者は、国法学の「学としての独立性」の基礎について、すでに序説で述べてあるように、その根拠は認識対象の独自性にあるとみるのであるが、これをあらためて論ずるために、フッサール『論理学研究』(E.Husserl, Logische Untersuchungen, Bd.1, 1900.)における「何が学問の統一」を規定するかに関する叙述から長文の引用を試みている(立松弘孝訳〔4Aufl., 1928. による〕みずす書房、1968年、254-257頁)。これに依拠しながら、著者は、「科学に統一性を与える客観的連関」または「原理的土台」として、対象性の統一に加えて「思惟体験が指向的に(intentional)かかわっている事物の連関」という二重の客観的連関という問題を考察する(S.17-19)。このところで著者のいう「思惟体験が指向にかかわっている事物の連関」という命題がフッサール『論理学研究』における「指〔志〕向的体験」論(前掲訳書、3, 161頁以下)、またIdeen zu einer reinen Phänomenologie und phänomenologischen Forschung, Bd.1, Th.1, 1913.〔池上鎌三訳『純粹現象学及現象学的哲学考案』岩波文庫、上、131頁、下、114頁以下、296、309頁、320頁以下参照〕を踏まえていることは十分推測できる。

著者はまた、国法学が国家に関する「社会学」とどのように連関するかを問題とし、前者が後者の研究を貫く基本原則をどこまで利用しうるか、に注目する。そこでの「社会学」概念については、ジンメル(Simmel, Soziologie, 1903, S.7ff., Soziologie der Über-und Unterordnung, Arch. für Sozialwiss. und sozial Politik, 1907, Bd.24, S.477. etc.)に依拠し、それは、社会諸現象の内容の研究ではなく、その実体的内容を捨象して人と人との相互作用の主要形態を扱う場合にのみ独立の学となりうる、とする(本書S.20-21)。

II-1

さて、以上を前提として、著者は、Staatsrechtの複雑な構造物(Gebäude)の「最も簡単な要素」を「法的関係(Rechtsverhältnisse)」とし、その本質及び構成部分の考察にかかる。先に国法学の対象を「法規(Rechtssätze)の総体」によって組み立てられているところの「法的規制の総体」という「特殊の現実」であるとしているのを見たが、「法規範」の分析を国法学の規定の端緒とする見解はとらない。法規範が具体的に「実現」される「関係」を端緒とすべし、とするわけである。

著者は、法的関係とは「法規範によって規定される限りでの一切の生活関連(Lebensbeziehung)である」、といったWindscheid(Lehrbuch des Pandektenrechts, 4Aufl, Bd.1, S.93.〔3Bd.1862-70〕)、Derenburg(Pandekten, Bd.1, 1Aufl, S.88〔3Bd. 1884-87〕)などの規定は法的関係の「純外面的記述」にすぎないとし、法的関係の構成諸要素の存在性格及びそれらの内的連結(innere Verknüpfung)の合法性の解明の必要性を主張する。その場合、まずSavigny(System des heutigen römischen Recht, Bd.1, 1840〔印刷では1849のようにも読めるが、版数記載がないので、初版と推定〕, S.338f〔8Bd.1840-49〕)の議論が検討される(本書S.23ff)。

Savignyにおいては、「法的規定」(「形式的モメント」)——それは一般に主観的権利(subjektives

Recht) という形態で現れる——と事実関係(「素材」)とは「統一的現実過程」からの「抽象」
として取り出されるものであって、「法的規定」=「主観的権利」=「法的形態」ははじめから「事
実的内容」と並んで「現実に居合わせているモメント」であり、「統一的現実的過程」に編み込
まれている事実的所与としてみなければならぬ、という観点が強調されている、とされる。
Savignyの見地からすれば、それを媒介として「事実関係が法形態に高められる」その形式的モ
メントは、「それ自体ある事実的なものとして」、すなわち、事実的連関の意味での法関係に現実
に編み込まれたもの、として理解しなければならない(法関係の「有機的性格」論)。こうした
Savignyの見解では、著者によれば、「法学の独立性は完全かつ全面的に消え去る」ことになる(本
書S.25)、とされる。「論理必然的に」そうなるのだ、という著者の説明の中には、のちにみる著
者の法的関係と社会=経済的関係との「オントロジー(存在論)的系列」の相違の強調を念頭
におく場合必ずしも明瞭でないが部分があるが、要は、法的関係における法的規制要素と事実的
内容との過度の「融合的」把握、のちにみるような法の「心理現象的」把握によるその事実世界
への「融解」、を問題としたものと思われる。

著者は、BierlingがSavignyの上記の説を批判しながらも(Bierling, Zur Kritik der juristischen
Grundbegriffe, Teil 2, [1883] S.136)、Bierling自身が「法」とは「人が共同生活の規範として相
互に承認するもの」であり、「規範」とは「他人による一定の行為の遂行を期待する一つの意思
の表現」(Juristische Prinzipienlehre, Bd.1, 1894, S.19.)であるとしている規定(客観法概念の否定)
を引きながら、「法的関係」と「生活関係」との同一視、その「心理主義」的傾斜を詳細に批判
し(本書S.25ff)、次いで、私法分野に限定しながらE.Zitelmann (Irrthum und Rechtsgeschäft,
1879)の法の本質に関する「純心理学的理解」——主観的権利に濃縮される人格の規範化された
世界における変化を心理的世界における変化と同じ方法で説明せんとする——の批判を展開する
(S.34ff)。ここで著者は、「現代の認識論(Gnoseologie)の最も原則的な問題」としての認識主
体の認識行為と認識対象との「関係」の問題を考察する(S.36ff)。その考察は、あらためてフッサー
ル現象学に依拠し、認識「対象」と判断(Urteil)またはその総体としての「概念」との関係
を「指向的連関(intentionales Korrelat)」として捉えるものであるが、この連関性(Korrelativität)は、
特定の概念が特定の形態的客体(Formalobjekt)と相関的であるという点にのみあるのではなく、
形態的客体の諸規定がまさに概念の内的要素と照応する、という点にある、とされる。そうして、
われわれが「概念に見出す基本的区分」は、純論理的意味をもつのみでなく、「存在論(Ontologie)
的意味」をもつことが確認される。著者がそこから引き出している結論は、それぞれの特殊科学
の方法論上の基本原則の独自性は、「観察方法」によってではなく、「対象的内容(gegenständlicher
Inhalt)」によって規定されるということであって、前記Zitelmannにおける自然科学との比較は
無意味とされる(S.41)。権利(Recht)の発生・消滅といった表現からそこへ自然科学的因果法
則を持ち込みうると考えることも無意味である(「指向的連関・体験」概念も心理学的に理解さ
れてはならない)。

II-2

著者はここであらためて法秩序の最も簡単な要素としての「法的関係」概念の検討にとりかかるのであるが、まず、法的関係概念の正しい把握にとって格別に重要な意義をもつ権利主体(Rechtssubjekt)概念を取り上げる(S.44ff)。まず自然人、法人がとりあげられ、法人について「実在説」と「擬制説」——その内部的分岐——が検討されるのであるが(Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, Bd.1-4 [1868-1913]: Die Genossenschaftstheorie [und die deutsche Rechtsprechung, 1887], Jhering, Geist des römischen Rechts, III, 1865; Zweck im Recht, I, 1877; Dernburg, Pandekten, I [Bd.1-3, 1884-1889]. etc.)、それらのいずれもが法人の本質の理論的解明に成功していないとし、特にさまざまな「擬制説」の不成功の源泉を、次のような「本質上ドグマ的な主張」、すなわち、「自然人(physische Person)の一定の属性のみが主観的権利の基礎をなす」との主張、に求める(S.57)。実定法が自然人でないPersonに権利・義務を帰属させる場合、これを、「その背後に現実の自然人が存在している“擬制された”主体」とみるか、あるいは、実定法上の当該形象(Gebilde)に主観的権利の基礎とされる自然人の全属性を付与するか、が選択肢とされるが、いずれも科学的根拠を欠く。

ここから著者は、法人論においてのみならず、自然人が権利主体として登場する場合にも、その基礎づけに諸個人の精神生活にみられるような心理学的要素をもちこむ理論の批判に向かうのであるが、具体的には、それを代表する理論として、主観的権利の本質に関する「意思説(Willensstheorie)」と「利益説(Interessentheorie)」の批判に向かう(S.57ff)。

II-3

「意思説」には、客観法の本質の解明に関して「Macht ist Recht」の原理を主張しつつ、この観点から主観的権利の問題では権利主体の個人意思を「力(Macht)」と解する「極端な」形態があることに触れながら、著者は、比較的によく根拠づけられているかに見えるPuchta ([Lehrbuch der] Pandekten, 1838), Arndts ([Lehrbuch der] Pandekten, [4Aufl., 1861, 5Aufl. 1865]), Windscheid (Lehrbuch des Pandektenrecht, Bd.1, 1862)などの「意思説」を吟味の対象とする(S.61ff)。著者によれば、ここでも“Willens-und Macht”概念が権利の実存の根本的前提とされているのだが、ここでは、主観的権利とされるのは、「意思そのもの(Wille an sich)」ではなく、一定の仕方でも客観法または法秩序によって「承認され」、「根拠づけられ」または「授与された」意思である。著者はこの説に対するJhering (Geist, III-後期イエーリング), Dernburg (Pandekten, I)の批判的コメントを紹介しているが、著者自身が強調するのは、実定法が主観的権利の設定のさいに出発点とするのは、人格的自由や個人的意思の自己規定ではなく、個々の権利が「一定の社会的機能として、社会に対する義務」として現れるという考慮であり、客観法によるその実現の保証の出発点となるのは権利主体の主観的意思の支配の保障ではなく、「共同体生活の一定の目的の達成」である、という点である。著者は、意思の不在、欠如が対応する主観的権利の成立にとって意味をもたない例をローマ法にも、現代の法にも則して挙げるとともに、意思説では、その生起が個々人の体験から独立している法秩序の普遍的要素の確定を不可能とすることを指摘、現代の実定諸立法にも対立する「意思説」のアナクロニズムを強調

する。²

この「意思説」に対抗して主観的権利の構築を試みる諸説のうち、Jheringによって代表される「利益説」を検討するのが妥当であるとして、著者はその検討に移る（S.64ff）。

「利益」概念に表現される意味は多様で、(a) 一方では、それは諸個人の考え方にかかわらず、なにか「客観的なもの」を意味すると解され、その場合には「誤って解された利益」、「正しく理解された利益」が云々されるが、このような対置は、所与の人間の主観的な願望価値が実際の事実関係の観点からみて現実的利益と措定されるものと符合する必要はない、との前提においてのみ可能である。(b) 「利益」概念の第二の意味では、それは、諸個人の主観的観点から「同時に望ましいものとして現れる」ものと一致する。この意味では「利益」はまさに所与の人間の「個人的意識そのもの」として現れる。これらのうち、「利益説」では後者の意味での「利益」概念は利用できない。

ところで、「利益説」では、その基本的内容が利益だとされる権利は、個々の権利主体に対して客観的法秩序によって授与される。通例としてそこでは、所与の法組織の構成に属する者には、この法統合体（Rechtsvereinigung）の集合的人格の現実的・客観的利益に照応して権利・義務の配分が行われると想定されている。だが、ここで著者はつぎのようなコメントを加えている。すなわち、実際には、権利の配分が全面的に対立するファクターによって条件づけられているのを容易に解することができるし、「すべての法組織は、歴史的には、社会構造からみれば、階級組織であり、支配階級の組織であって、そこでの社会関係の法的規制の問題における“法創造活動”において支配的意義をもつのは特定の階級の利益なのである。」権利の内容を利益と規定するとき「被抑圧階級にとってその現実的利益に属する一切のものが“避け”られていることはあきらかである」（S.65）。このコメントは、通常は「法・権利」を主題とする者の基本的歴史・社会観にかかわっているといてもよいのであるが、このようなコメントにみられるような記述は、本書ではこの部分以外にはほとんどみられない。これは、はじめにのべた本書に対する批判における「フッサール現象学とマルクス主義とを和解させようと試みた」という批判を想起させるほとんど唯一といえる記述であるが、これは、著者が繰り返し強調する「法的関係」と「現実的社会」との「オントロギー的系列」の峻別という観点からみれば、いわば「リアルな社会」に即した記述とみるほかない。

著者は次いで、「利益説」（とくにJheringのそれ）においては、主観的権利が、たんに利益としてではなく、「法律的に保護された利益」として規定されていることに注目するのであるが、こうした規定では、法的義務（Rechtsverpflichtung）概念の解明なしにはすまされない。ところが「利益」概念は権利・義務関係として相関的關係にある「義務」の本質の解明には役立たないことを指摘する。同時に、R.Saleilles（*De la personnalité juridique*, 1910, p.536ff）の指摘する主観的権利と「法律的保護手段」との同一視の危険性、公法上の権利を権利＝権限保有者の利益で説明することの困難さ、Kelsen（*Hauptprobleme der Staatsrechtslehre*, 1911, S.578-581）による、法律によって保護されない利益をも主観的権利として妥当せしめうるとは信じなかったことによる（Jheringによる）自説の否定という指摘、等々を説明する。この説明は、後期Jheringが公法理論の興隆の下で自説を転換する次第の考察で終わる（本書S.71）。

第二節 (標題なし)

I

ここで著者はその出発点、すなわち、「法的関係という簡単な概念が、論理必然的に、すなわち、単に経験や観察に基づいてではなく、アプリオリに権利概念並びに義務概念を前提とする」という命題のポジティブな考察に移る (S.72ff)。著者は、主観的権利概念を精神生活の特定の要素と結びつける学説 (ともに「心理学主義」にとらわれている意思説、利益説) の発展が科学的根拠によるものではなく「純政治的性格」の根拠によるものであることを確認しながら (S.74)、主観的権利概念の「真の内容」の考察に移る。

まず強調されるのは、主観的権利概念が「純粋に連関的な概念 (ein rein korrelativer Begriff)」(S.74) であって、これに照応する「義務」を考慮にいれるときにはじめて意味をもつのであり、それに照応する義務のない権利は法律的概念たる性格を失う (義務のモメントが法概念と力の概念との区別を明らかにする)、他方義務も権利概念なしには法的概念とならず道徳的義務にとどまる、ということである。この権利と義務との「関係 (Verhältnis)」の性格を明らかにするためには、「連関性 (Korrelativität)」という概念を念頭に置くことが重要である。この概念は「純分析的な性格」を担う概念であって、あたかも「部分」概念と「全体」概念との関係に相当する。つまり、純分析的には、それぞれが他を自己内に含む関係を示す。これにたいし、権利・義務関係の場合には、相互関連 (Zusammenhang) は、事物の「オントロギー的」性格を表現する客観的性格を担っているが、ここでの関連の必然性は、前記の「純分析的」連関におけるそれと同じではなく、フッサールのいえば「総括的必然性 (synthetische Notwendigkeit)」(Logische Untersuchungen, Bd.2, S.246) というべきものである。

ここで問題とする諸要素の相互関連は、関係の個々の要素が全体を貫く合法則的依存性を土台として相互に連関し合う、そのような諸要素 (全体の非独立的部分) の関連である。したがって、全体の分析が個別要素及び要素間関係の理解を論理的に条件付ける。著者は、権利と義務の関係のこうした客観的に必然的な性格の無視の結果、この関係が、権利・義務の担い手の個人的な体験と結びついて、それぞれの精神的体験の偶然的接触の結果として生じるものと解され、したがってまた、主観的権利の心理学的基礎づけの試みが生じるのだ、とする (S.77f)。この部分の叙述はまた多分にフッサール (Logische Untersuchungen, Bd.2) に依拠している。

上記の考察は、法関係における権利・義務の「担い手 (Trägerschaft)」概念の除去を意味するのであるが、そのことによって、権利・義務は「属性 (Eigenschaft)」ではなく「関係 (Verhältnis)」として、それぞれ「関係概念 (Begriff des Verhältnisses)」として論理的に把握されることとなる。

II

以上の論述は主観的権利概念が「関係概念」であることの説明であるが、著者は、これを前提として、主観的権利概念におけるもう一つのモメントを明らかにするために、権利と客観的法秩序との関係の問題に論点を移す (S.80ff)。前記の「意思説」も「利益説」も、意思または利益が an und für sichに権利の「本質」だとしているのではなく、それらが客観的法秩序によって「承

認」または「支持」される限りで権利となることを前提としているのであるが、その場合、主観的権利は人間の生得のもので（自然法理論の隠れた影響）、客観的法秩序の役割はこの権利の「登録（Registrierung）」に限られている。

だが、主観的権利のさまざまなありようは、社会発展のさまざまな段階において異なる「妥当している法システムにおいて確定された社会関係の法的規制の基本原則」に照らしてその性格が解明されなければならない。そのさい、著者は、法規範（客観的法秩序）の成立の社会的諸条件の解明にとってJheringの「目的」概念（Zweck im Recht, Bd.1, 2, 1877, 1883）が有益であるとしている。「意思説」も「利益説」も、主観的権利と客観的法秩序との関係を「承認」、「保護」として特徴づけているが、それは主観的権利を客観的法秩序にとって「外的所与」とみるこれらの説の思考様式による（そこでは、「意思」や「利益」の欠如している場合にも主観的権利が存在することは説明できない）。

これに対して、著者は、「全体としての法」=法秩序概念を出発点とする論理を対置する（S.84ff）。つまり、社会=経済的發展の所与の段階において可能な「社会関係（gesellschaftliche Beziehung）の一定の形態」の創出という目的で立法者により措定されるところの、社会関係の具体的=法律的規制のための一定の手段の体系を出発点とする論理である。「法的関係」概念に内在的に統合される一定の権利・義務システムの創出は、このような社会関係の法律的規制の結果である。その総体がan und für sichに狭義の「法秩序（Rechtsordnung）」を形成する。したがって、主観的権利は、諸個人の個人的な利益の充足を直接の目的とするのではなく、一定の方向をもつ社会関係の創出・規制という目的を前提とするということとなる。ここに創出される社会関係が、その効果として諸個人または諸団体の利益を生ぜしめるのである。だが同時に著者は、法秩序がその基本的要素についても、その内的合法則性についても、「人間の社会的存在にリアルに実現されるさいに生じる社会関係」と何か「合致するものとは規定されえない」ことを強調する（S.85）。

III-1

こうして、法的諸関係=権利・義務関係の総体としての「法秩序」が「社会的連関」の「法的規制」の結果として形成されるという論理を述べたあとで、著者は、再びIで見たような、「現実的社会関係」と「法秩序」との「オントロギー的系列」の相違という観点に立ち戻る（S.86ff）。前者、すなわち「社会的存在」は、存在論的には、「現実的存在（reales Sein）」として因果法則によって規定されるのに対し、後者、すなわち「法秩序」は、「理念的存在形態（ideale Seinsform）」として因果原理を排する。したがって、両者の対置は目的・手段間の対置ではすまされない。そこで、あらためて「オントロギー的系列を異にする両者の連関の」性格が問題とされる。

それぞれの新しい法律は、それらが具体的社会環境に適合する場合には、後者における社会的連関の新しい形態を創出し、新しい社会過程に刺激を与えるが、そのさい、法秩序自身が変化する如く「見える」。「変化」の概念には因果律が伴うので、法と社会過程との間の関係も因果関係として捉えうるかのように見えるが、それは正しくない、と著者はみる。それをみとめると、社会的存在に固有の因果関係の鎖に裂け目を認めることになり、社会科学の根本前提が矛盾に陥る、とみるのである。

そこで著者は、直接の関係が生じるのは、法と「社会生活」＝「社会的存在」との間においてではなく、法と社会の中で形成される諸個人の「意識」との間であるとみる。この関係は因果関係の性格をもたない。

Ⅱでみたように、法的関係の「心理学主義的」把握を批判し、社会関係の具体的＝法律的規制のための一定の手段の体系、法律的規制の結果としての「法秩序」概念を法的関係（権利・義務関係）把握の出発点とした著者は、ここであらためて、法を、「意識における一定の対象性（Gegenständlichkeit）として現存する（gegenwärtig ist）」ものと規定し、それが登場する形態は、「客観的所与としての対象性」ではなく、たんに「その意識的相関物（Bewusstseinkorrelat）」にとどまる、とする（S.87）。そうして、意識における法の出現（Begebenheit）は、一般的に、実践的性格をもち、請求の妥当を求める体験、「法体験」と呼ばれる特殊な「気分（Stimmung）」＝心理学的現象として現れる。この「法体験」は通常「法規範の実現」と規定される現実的プロセスの出発点となるのであるが、法秩序と社会的諸関係とが「オントロギー的系列」を異にするのである限り、「法規範の実現」による法的関係と社会的諸関係との「合致（Übereinstimmung）」は、「幾何学的概念」におけるそれと同様な意味で理解されなければならない、とされる（S.88）。

著者は、主観的権利の本質が、ここで新たな側面から光を当てられることになる、という。主観的権利は、無媒介的ではなく、法的関係を媒介としてのみ妥当する法秩序の必要な要素となるのであるが、それを現実的社会関係と「オントロギー的に」分別された法的規制システムの一つの内的モメントと見ることによって、権利を「純然たる社会的カテゴリーとしての意思や利益と同一視する可能性を排除する」（S.89）ということがここで強調されるわけである。

Ⅲ－２

さて、上記の客観的法秩序が、抽象的形態における法的関係の存在（Sein）たることから法律的に可能な現実化の状態（Zustand）に移行するについては、幾つかの事実的要素、法外的現象が前提される。法的関係の基本要素である権利・義務は客観法によってこれらと接触せしめられる。この接触は多様な形態でみられる。社会過程（社会の社会＝経済的構造）と客観法との間に成立する関係もあれば、法的要素と非法的要素との関係が客観法によって創出されたものとして表れる場合もある。この場合に留意すべきは、関係の諸要素が「オントロギー的に」同一の系列に属する場合には要素の内容が関係の性質を規定しうが、諸要素が「オントロギー的に」異なる系列に属する場合には、それらは関係の本質の解明には役立たない、ということである。社会の社会＝経済的構造が妥当する法規制システムに影響するという事実に表現される関係の意味を因果関係の形で組み立てようとする試みは、「無条件に誤っている。」（S.93）と著者は断言する。

因果関係カテゴリーは、諸関係の要素の一つが現実的実存（reale Existenz）を有しない場合には意味を失うのである。著者によれば、社会の社会＝経済的構造と法秩序がある程度まで「照応」しているという事実は、両者の因果関係を承認しなくても容易に説明できるのである。因果関係は、社会＝経済的関係（社会的諸力）と「法的規制の可能な形態の一つの選択」（立法過程）との間に存するのである（S.94ff）。別の観点からいえば、これらの間に成立する関係は、リアルな存在とイデアールな存在との間の一種の関係、「指向的關係（intentionales Verhältniss）」の

基本的モメントを内包するといえる。これは、法外的カテゴリーに属する要素、特定の法規範の定立を求める目的志向（社会闘争の基本的モチーフ）、あるいはすでに法律的に確定している目的と法的規制との関係に通ずる。

この問題に関し、著者はさらに、(a) 法的規制がそのために行われる対象と、(b) 法的規制それ自身の直接の対象（法関係の対象的内容をなすもの）との区別について論じ、前者における法的規制と対象との関係を「目的・手段関係」とする。この場合には、関係の要素（a 対象、b 対象）の相互的位置が「先行するもの」と「帰結するもの」との関係として特徴づけられることを指摘し、このような関係は法的規制のある特定の形態の「成立」段階にのみ属するとみる（S.96f）。これを法的規制と「法外的要素」との関係という観点でいえば、この関係のあり方の相違は、「法外的要素」の内容の観点からではなく、それが法的規制との関係で占める位置の相違（一定の法規範の定立を求める社会闘争のモチーフ、立法の社会過程のファクター等法規範の「選択」を規定する条件か、法規範によって「確定している目的志向」か）という観点からみなければならない、ということになる。なお、社会＝経済的関係の規制の目的で制定された客観法の諸規範によって形成される法的諸関係が現実的社会過程に埋没するわけではなく、「特殊の実存性（Existenz）」を保持することを強調しているのは、著者として当然の論理である。つまり、法関係を、「法規範によって規制された現実的な生きた関係」とする法関係規定を著者は「誤り」と断定するわけである（S.98）。

IV-1

法的関係の要素と現実の「生活関係」の要素とがそれぞれ異なる、決して融合しない存在性格を有するとすれば、両者の間に存する「連関（Beziehung）」の性格は如何に把握さるべきか。これは、両者の連関が「照応性（Gemässheit）」概念で表現される場合（パラレリズム）に特に問題となる。それは、法関係の自立的存立を前提とする。したがって、法的関係を現実的生活関係の一つのモメント、社会的共同体の成員間の相互関係作用の現実的過程における内的構成要素とするのは正しくない（S.99）。現実的生活関係への法的要素の参入は、先述のように、法規範定立の動機形成（Motivationswirkung）にこれを見ることが出来る。だが、それは全系列の生活関係に等しくあてはまるわけではない。法的関係を、「法規範による規制というモメントの存在によって他の生活諸関係と区別される生活関係」と規定する場合はそれを前提としており、また法規範の定立によって権利・義務が現実的生活関係の中で「現存在（Realität）」に転化するという思考を前提としている。だが、同一の法規範によって異なる社会的内容の関係が規制されうことは、K.Renner（Die soziale Funktion der Rechtsinstitute, Marx-Studien, Bd.1, 1904.）の説くとおりである。

こうした立論によって、著者は、提起した問題、すなわち法的関係の要素と現実の「生活関係」の要素の間に存する「連関（Beziehung）」の性格は、それぞれ独立した相異なる系列の諸要素間の「客観的な照応性」というべきものとする（S.101）。

著者は、同一の論旨をさまざまな角度から繰り返し論ずるのであるが、法秩序が社会的生活の規制というその使命を遂行するためには、法的規制のメカニズムの中に社会的連関を引き入

れる一定の立脚点の選択による「純法律的カテゴリー」と「法律外の種類のエレメント」との「接触 (Berührung)」によって形成され、社会的連関の法的規制を可能ならしめる独特の「中間段階 (Zwischenstufe)」の成立が必要とされる。「法律的連関 (juristische Relevanz)」概念、「法律連関事実」の問題もその一つである。それは、法規範とその定立を促す社会＝経済的現象との関連でもなく、法的規制とその対象との関係でもなく、しかし、「オントロギー的」に別系列に属する諸要素でありながらその対応関係が自明であるような諸要素の「相互説明性 (Auseinandergesetztheit)」(相互に当然他を前提としていることが自明なこと)によって示される連関である (S.102)。ただ、この場合も、諸要素の内的変化は、それぞれの「オントロギー的」実存形態の領域においてのみ生じるのであって、社会＝経済的ファクターの法に対する「作用」の場合も、経済的基礎に対する法的形態の「反作用」の場合も同様である (S.103－用語法は史的唯物論を念頭においている)。その枠内で、法的規制の対象となった社会関係は、そのことによって、その当初の「自然的」内容に変化を生ぜしめられる。

IV-2

ところで、著者に依れば、法的規制のメカニズムへの規制対象の引き入れにとって決定的な意味をもつのは、「法律的な価値 (juristischer Wert)」のモメントであるという (S.104ff)。この「法律的な価値」は、「妥当している法秩序の観点」からして法関係の対象とされる可能性を意味するのであって、対象自体の内的属性にかかわるものではない。法秩序は、社会的性格の一定の目的、すなわち「社会有機体」の構成員の「相互関係」の規制のために規定される手段の体系であるが、この観点から規制対象とされうる可能性が「法律的な価値」である。そのさい、法的規制の対象の「法律的価値」が内容的には結局はその「経済的価値」によって規定される「かのような仮象」が生じるのであるが、法的規制の対象の「法律的な価値」は「純法律的カテゴリー」であって、その根拠づけは法的規制の基本原則にあり、対象の「法律的機能」の観点から捉えられるともされる (S.106f)。法的規制は社会生活上の一定の目的の実現のための手段であるが、現実的社会関係と法的規制体系という次元の相違に対応して、同一目的が異なる手段で実現されることもあり、同一の法形態 (手段) が同じ社会的機能を果たすわけではないことが指摘される (K.Renner 前掲と推定)。したがって、現実的社会関係における諸要素およびそれらの相互関係を規定する合法則性と、法的関係の領域で支配する諸要素並びにそれらの相互関係との相違が繰り返し強調される (S.108)。

ここで著者は、これまでにしばしば言及されてきた「法的関係 (Rechtsverhältnisse) [=法関係] の対象」概念の検討に移り、それと、「法律的关系 (juristische Verhältnisse) の内的要素ではない」ところの「法律的に関連する事実」との本質的区別を論ずる (S.110ff)。「法関係の対象」という要素は、それによって法関係の構成要件が充足し、法関係の対象的内容が具体性を与えられるものである。ある法関係と他の法関係との交替は、法関係の対象内容の中心点 (Angriffspunkt) の交替に表現される。だが、この変化は、法関係の対象自体によってもたらされるのではなく、そのためには法関係の外部に存するファクターが必要とされる。そこで問題となるのが、「法律的に関連する事実」の役割である。

学説史上「法律事実 (juristische Tatsache)」(法律的出来事、法律的行為)として論じられているものに客観法とは独立に「法形成力」を認めうるかいなかの問題が検討されるが、著者は、法律的規制(客観法の定立)の側からの関心、事実的所与の客観的内容の利用可能性という観点からこれにアプローチしようとする。出発点は「法秩序の規定」であって、「事実自身の客観的内容ではない」、とするのである(S.116)。

V-1

ここでようやく法的規制システムの基本的要素としての法的関係における論理的に相関的な「権利・義務モメント」の検討という本書の中心的問題に移るのであるが、それでもなお、まずは法律的「交流(Verkehr)」において法律的「連関」(Relevanz)が現れる基本形態の考察から始まる(S.118f)。一つの形態は「直接的」連関であり、もうひとつの形態は「導出された(abgeleitete)」連関である。前者では法律的效果が直接対象的内容と結びつくのに対して、後者では、一定の事実が、すでに法律的連関の性格をもつ他の事実と結びついている必要がある(例えば行政庁の行為〔Operation〕が行政行為〔Akt〕として法律的效果をもつためには、それがその法律的地位・権限を規定している領域における行為であることを要する——Cf.M.Hauriou, Précis de droit administratif et de droit public, 1914, p.94.)。いずれにしても、これらの法律的連関は、事実上の所与の客観的内容によってではなく、客観法の規定(Definition)にその基礎づけをもつのであって、法律的連関の区別も客観法の規定に基礎づけられる。といっても、法律的連関は、対象的内容の相違、「法律関係の純粹に法的なエレメント」の相違、そうして主観的権利と義務の相違等々、諸エレメントの複雑な連関構造をもち、これらのエレメントの特定の様式で区切られた複合体の同時的な起動(gleichzeitige Inbewegungsetzung)という観点でとらえる必要がある(S.121)。このような相互連関運動に与えられていなければならない諸要素の内的連関には、一定の内的法則性が成立する。

この前提で、著者は「主観的権利」と密接に結びついたこの合法則性の特殊性を問題とする。

法秩序の基本現象の一つとして、人は、幾つかの種類の法的関係が、相互規定的な方法で区切られた一定の「法律的センター」にグループ化されているのを見る。それは、その上に「法的交流」の新たな種類の関係が形成されるところの、法律的な基本支点をなす。その意味で「基本センター」といいうるこの「基層(Grundlage)」の上に、後起層としての法関係が「上層構築(Aufbau)」として形成されるのである(S.121)。この区分を、jus cogens(厳格法)に基づく関係カテゴリーと個別的自治現象として特徴づけられる関係カテゴリー(jus dispositivum)との区分——ある程度歴史的に条件付けられた性格をもつ区分——と同一視してはならないが、それは別としても、「基本センター」ないし「基礎づけのセンター」に関する議論は重要である。その場合に、自然的存在としての人間、人間個体がそれ自体として「権利の自然的主体」としてあらわれるという理解では、「基本センター」の問題は仮象的問題として扱われることになる(S.124)。

ここで著者は、「意思説」の代表者たる Windscheid の議論、すなわち、主観的権利の本質を意思(Wollen)にみながら、権利は現実的な意思(reales Wollen)ではなく、「意思する資格があること(Wollendürfen)」だとする議論(Lehrbuch des Pandektenrechts, Bd.1, 4Aufl., 1875, S.91)

に依拠することになる（本書S.125）。Wollendürfen概念には「意思内容」、「意思されたもの」が理解され、「資格（Dürfen）」モメントには資格授受関係（Dürfende）が想定されるとするのであって、このモメントの付加によって、著者の批判してきた本来的な「意思説」そのものとの相違を示そうとする試みであろう。ここには、理論的に不明瞭な点があるが、前記第一節Ⅱ－3を参照されたい。

V－2

ついで著者は権利主体の「法律的（juristischer）ステータス」という問題を取り上げる。権利主体の法律的ステータスは、個々の権利がそれに固定されなければならない基礎の土台（fundierende Grundlage）をなす（S.129）。G.Jellinek（System der subjektiven öffentlichen Rechte, 1892）の理論の吟味を通じて著者は、法律的ステータス概念から個人・担い手概念のような純法律的でない諸要素を全面的に除去することによってえられる「純法律的な沈殿物（Bodensatz）」としての、純法律のカテゴリーとしての法的ステータス（Rechtsstatus）概念を提起するのであるが、法的規制におけるその意義は、「法律的关系の派生的諸形態」を基礎づける点にあるとされる（S.132ff）。

法的関係を形成する法律行為の多くは（私法領域では）、「殆ど」（a）当事者の意思によって選択されるのであるが、（b）法的関係の対象・形態が客観法によって具体的に規定されている場合もあり、この場合は、この法的関係を設定するか否かにのみ当事者の自由がかかわる。これらに対し、（c）客観法によって対象・形態の規定された法的関係の設定自体が客観法によって強制される第三の場合がある。これら様々な法的関係のうちいずれが「基層」的の意味をもち、いずれが「上層」的または「派生」的とされるかは、ある法的関係による他のその条件付けや法的関係の個々の種類の相関的な強さによること（派生諸形態のグループをそのまわりに生ぜしめるセンターの役割を果たす一定の「法律的な構造（Bildung）」——「法律的基础センター」——の存在）が考察される。具体的に規定された方法で客観法によって措定される関係が当事者の個別的意思表示を基礎として成立する法関係の前提となる場合の「派生」関係は明瞭である（S.134ff）。

著者は以上の考察を、法律的关系のみでなく法律的「連関」（Relevanz）の諸種類の相互関係に及ばせながら、法律関係を「基本連関」の性格をもつ事実的所与と結びついたそれと、「派生的連関」事実と結びついたそれとに区分する（S.140）。

上記の「法律的ステータス」概念を著者は「法律的人格（juristische Persönlichkeit）」問題の基礎をなすものとするのであるが、後者の基本的内容は、「法律的人格」の形で現れる諸個人の「法律的地位」へのとの関係によって、また客観法によって「法律的人格」と「法律的地位」との間に設定された連結によって、規定されるとする（S.141）。「法律的人格」の内容たる権利主体の「権力能力」概念は、客観法によって認められた「法律的基础センター」に対して「一つの関係に立つ能力」以外のものではない（S.143）。

V－3

ここで著者は再び主権的権利に関する「意思説」、「利益説」の批判を展開する。つまり、「意思と利益をもつ能力のある人格」のみが権利主体たりうるのは当然の如くみえるが、意思も利益

も主観的権利の「内的内容」自体を表現しえない、という批判である。ただ、ここでは、権利と意思ないし利益との連結（Verbindung）の存在は否定できないところであり、意思説対利益説の論争が社会的（sozial）観点からは無意味であるとしながら、これに社会的観点からの一定の考察を試みる。ここで著者は、Jellinek（System, S.43-44）のいうところの、意思はそれを通じてEtwasが「財（Gut）または利益（Interesse）」となる「必要な手段」だという主張に、それと結びつく利益関係の表象を可能にする規定として、賛意を表す。この場合、意思は、可能な利害関係の圏内への一定の現象の登場の手段を示し、法的規制システムの具体的な形態の「選択」を規定するモメントとみられる（S.146）。結論的には、法秩序と意思との結びつきは、具体的法システムの設定に先行する社会過程において、また実際の法実現の社会過程において意思が有する意味において、そうして法律的連関がそれと結びついている一つの事実としての意思という意味において、示される。まとめていえば、これらは「法秩序と社会現象との接触の外的接点」を示すとされる（S.147）。

著者は、「意思と法秩序」という問題と基本的に同じ結論に達するものとして、「法学にとっての財または利益の意味」について言及している。

「利益説」に属するDernburg（Pandekten, Bd.1, S.86）の言説、すなわち、主観的権利を「法秩序にしたがって個人に帰属すべきすべての生活財（Lebensgüter）の持ち分（Anteil）」とする言説を取り上げ、次のように批判する。主観的権利は、内的、純法律的内容上法秩序の一つのエレメントであって、それが「機能する結果」として個人の生活財への持ち分（それは法律のカテゴリーではなく、事実のカテゴリーである）が「実現」されるのであって、法秩序の機能化が直接的に社会的連関の一定の形態の設定、個々人への個別的財の供給に向けられるとしても、この「結果」は「法的規制システム自体における内的要素」ではなく、法的規制のいわゆる「反射的效果」であって、社会過程のダイナミクスの一モメントにすぎない、というわけである（S.148）。ここでは、「法的関係」と「生活関係」（社会＝経済的關係）との「パラレリズム」の論理が前提とされている。したがって、著者によれば、「意思説」も「利益説」も、法秩序の基本的エレメントたる主観的権利を解明すべき「法学理論」の意味におけるのみならず、「社会過程認識の領域」においても間違っている、ということとなる。

こうして、主観的権利は、社会関係の法的規制システムにおける一モメントであって、その特定人格への配置・付着は、社会生活の法的規制という目的のために生じるものとされる。この場合、著者が、法的規制による社会関係における一定の方向の設定、そのさいの「法的関係及びその複合体の社会関係への“反映（Abspiegelung）”」は、法形態の社会関係への転換ではなく、ある種の「表示〔照応〕関係（Bezeichnung）」、ある種のParallelismusを表示するものにすぎないとみるのは（S.149）、これまでの紹介によって十分予想されうることである。社会生活と法的規制の「接触」の結果生じるのは、法的要素の現実的プロセスへの転化ではなく、反対に現実的プロセスがan und für sichにそれには属さない法律的意味を獲得することである。

主観的権利と同様に、権利主体性（Rechtssubjektivität）の特徴も、事実上の所与の客観的標識の表示ではなく、もっぱら「客観法の側からの事実上の所与への態度決定」なのであって、法的規制のメカニズムの内的モメントとして、社会関係にある具体的方向を設定するための手段体

系の一つである、ということになる。団体 (Korporation) も機関 (Institution) も、特定の Recht (法・権利) との結びつきが社会関係の法律的規制の利益によってもたらされる限り、法律的意味の人格たりうるのである (S.150f)。ここでは、「法人」の問題に関する若干の考察があるが、この問題は本書の「第二部」で扱うことが予定されている、としているので、一定の事実的所与への「法律的連関」の設定のプロセスの基本的モチーフは、個々人の個人的な利益の確保ではなく、「社会的連関における一定の方向の創出」(S.152) にかかるものであることを指摘している点（ここでは一定の社会階級の利益が支配的利益として現れることへの言及を含む）に留意するととめる。

結 び

上述の考察で「法的関係の基本的要素」の分析を終えたとして、著者は以下のような結論を述べる (S.155)。

第一の結論。「法的関係の純法律のカテゴリー」、すなわち「権利・義務」が「リアルな心理学のプロセスに還元されえない」ばかりでなく、「一見したところ純粋に“事実上の”要素、すなわち法関係の主体と対象」もまた、自然的合法則性の環境では与えられておらず、法的規制の要素として「自然的環境」から切り離されている。このことは、法的規制システムにおいては、現実的構成要件が、その「内在的特性」の観点からみられるのではなく、それらの「法律的機能」の観点から観察される、ということに基づいている。この観点からみれば、それらは「自然的因果関係」の下ではなく、「純法律的因果関係」の下にある。

第二の結論。「法的関係」と「現実的生活関係」との間の相互連関に関しては、連関の各々の要素が「完全に独立した孤立的な実存 (Existenz)」を有し、相異なる法則性に服している。

後者の結論こそ、国法学の根本問題の解明において、国家に関する社会学説 (soziale Lehre) に対する国法学の独立性を確認するうえで大きな意味をもっている。国家に関する社会学説の課題が、われわれが国家の生活にみる社会現象の段階に存するのに対して、国家法に関する学説は、その独立性を、それが、国家の実存のうちに、その「法的定在 (Rechtsdasein)」という形でその社会的内容への一定のプラスが見出されうる場合のみ、根拠づけられる。だがこのことは、法形態の現実的社会過程からの独立の確認によってのみ証される。この関連で方法論的に唯一正しいと認められうるのは、エレメンタールな法カテゴリー及びそれらの事実構成 (Tatbestände) との関連の分析である。

そこでエレメンタールな法形態に関する上述の第一部 = 本書の考察に基づいて、本書の「第二部」では、より複雑な法形態とこれらの形態がその中で与えられる社会的環境との相互連関の解明が課題となる、と予定している。

* * *

以上に要約を試みた本書の主題である「国法学」における「法的関係」概念をめぐる著者の議

論について、ドイツ法学史に通じていない筆者にはしかるべき論評を加える用意がない。本書では、「主観的権利」に関する主として19世紀パンデクテン法学の「意思説」や「利益説」を批判しながら、「現実的」社会諸関係の「法的規制」によって、「客観法」に基づいて「法的連関（関係）」、「権利・義務関係」が形成されると、いう著者の立場が強調されているが、「法的規制」における当該社会の階級的利害に触れる叙述、また「法的連関（関係）」が「現実的」な社会的（「社会＝経済的）連関（関係）」との一定の「照応」関係（幾何学的「合同」類似）に立つことに関する考察がみられるとしても、一貫しているのは、「法的関係」と「現実的社会関係」とが相異なる「オントロギー的系列」に属すること、したがってまたそれぞれの要素的諸概念もそれぞれ相異なる「オントロギー的系列」の中でのみ連関していること、の強調であり、社会の基礎をなす経済的土台とそれによって規定される政治的・法的上部構造とを統一的社会構成体として捉えるマルクス主義的方法をとっていないことは明瞭である。また著者には批判対象とする諸学説（「意思説」、「利益説」等）、あるいは必要に応じて依拠する「現象学」的概念を、それらの歴史的・社会的背景の考察を含めて吟味する観点もない。「利益説」の批判的検討においては「すべての法組織」は歴史的には「階級組織」であり、法創造活動で支配的意義をもつのは「特定の階級の利益」であるとする記述もみられるのであるが、本書の方法論的基軸からみて、著者がマルクス主義的方法に依拠していないのは明瞭である。

著者が、国法学の学としての独立性の根拠の考察や権利論における既存学説批判においてフッサールの現象学、またはOntologie（領域的存在論、多層的存在構造論）に依拠するとみられる叙述を試み、フッサール現象学の核心的概念である「指向的体験」概念を重視している点や、「意思説」・「利益説」批判において「心理学主義的傾向」批判を繰り返している点など、冒頭に触れた会議での著者の弁明にも拘わらず、現象学の影響がみられるのは否定しがたい。ただ筆者には、著者が哲学史の流れの中でOntologieをどの様に位置づけているか、本書における著者の「法的関係」論が、実際にどの程度ほかならぬ「フッサールの」Phänomenologieの影響によるものを明らかにする用意はない。ただ、全体として、この著作を、「フッサール主義とマルクス主義とを和解させようと試みた」（冒頭に紹介した会議での批判）とするのは、いずれにしても批判のための立論にすぎないとみざるをえない。

Surguladseは、自分がこの本を書いたのは、「法の問題でのマルクス主義文献のあまりなかった1923-24年で」（указ.соч., стр.32）、「現在ではこの本にある一連の非マルクス主義的見解はもっていない」（стр.70）と述べているが、ストゥーチカ『法と国家の革命的役割』（1921年）を先駆とし、パシュカーニス『法の一般理論とマルクス主義』（1924年）の出現によって前進を始め、共産主義アカデミー「法・国家セクション」を拠点として「マルクス主義法理論戦線」の中核が形成されるようになるのは1925年であるから（藤田・前掲書、第二章第一節参照）、「法の問題でのマルクス主義文献のあまりなかった1923-24年」というSurguladseの主張はトビリシからみた状況として外れてはいない。だが、数年を経て、1929-30年には「まえがき」冒頭に記した状況が出現し、「マルクス主義」（しかももはや1924年パシュカーニス理論をも批判対象とするそれ）でない、という理由だけで糾弾される時代が到来したのである。先に紹介した1930年のトビリシでの会議の議長の結語は、この中では比較的冷静な発言であるといってもよい。

本書の末尾に記されている本書の「第二部」がその後書かれたかどうかについては情報がなく、筆者は、1991年9月にトビリシの科学アカデミー法学研究所を訪ねたさいに著者の息女Тамара Сургуладзе（タマラ・スグラッゼ）教授に会い、著者が1893年生まれで、タルトゥ大学法学部に学び、1927年にトビリシ大学で学位取得、前記会議後もトビリシ大学を追われることはなく、グルジア法史、ローマ法史の担当教授として1945年まで存命であった等々の話を聞いた。前記のように、ナネイシヴィリ（Г.Нанейшвили）教授が1937-38年の「大テロル」期に肅正の対象となった時期をSurguladse教授が専攻分野を移動させながらどのように生きのびたかについては、想像に委ねるしかない。³

注

(1) 以下、著者が取り上げている諸学説への言及の仕方に関しては、著者の文献引用・参照記述の不備（著作の刊行年次、版数、複数巻の場合の巻数の記載の欠落等）もあり、筆者の現在の研究環境では原典に即して吟味する余裕がないので、「著者の主張」の紹介にもこれに伴う限界があることを断っておく。引用文献の〔 〕内は筆者のもの。

なお、本書における引用・参照文献の記述、及び筆者の〔 〕内記述については、広渡清吾教授の協力をえた。

(2) ここで著者はB.Comte, *Système de politique positive*, t.1, 1890; Duguit, *L'Etat, le droit objectif et la loi positive*, 1901; Sinzheimer, *Grundzüge des Arbeitsrechts*, 1921; Hedemann, *Das bürgerliche Recht und die neue Zeit*, 1919. 等の著作を参考文献として注記するとともに、現代の実定法との対立という点ではソビエト・ロシアの民法典第1条（市民的諸権利の社会＝経済的使命）、ワイマール憲法153、155、156条〔第5章経済生活〕の参照を求めている。

(3) 前記の1930年の会議でSurguladse（Сургуладзе）とともに「フッサール主義」導入という点で批判の対象となったНанейшвилиの1929年の著作は、1987年にロシア語版（トビリシ大学出版部）が出版されている。冒頭の紹介文によると、著者は、1912年ペテルブルグ大学を卒業、1920年にトビリシ大学よりドイツに派遣されてフライブルグでフッサールの講義を聴き、ベルリンではシュタムラー等に学んだとされる。1930年に前記の著作で前記会議の直前に博士の学位を取得、32年に教授に就任した（стр.4-5）。Surguladseはこの学位論文の審査委員であった。1987年のロシア語版には博士学位審査委員長Л.Н.Андроникашвили（アンドロニカシヴィリ）の審査報告が付されているが、そこでは、ナネイシヴィリによる「現象学的方法」の利用は「顕著な学術的功績」である、としている（стр.99）。ケルゼンの規範主義、ペトラジツキーの心理主義などを主たる批判対象としたこの論文では、フッサールの名は一、二度用語例などで見られるにとどまるが、「事実」概念についてフッサールの影響を受けたM.シェーラー、N.ハルトマン、P.ナトルプなどの哲学者の言説が参照されている。1987年出版のロシア語版が1930年の会議で批判対象となった原著のロシア語訳にすぎないか否かは確かめることができないが、1985年にはじまるベレストロイカの中でНанейшвилиの「名誉回復」が行われ、それと関連してロシア語版が刊行されたものと推測される。